

【表紙】

| | |
|-----------------------|--|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年2月10日 |
| 【会社名】 | 川崎汽船株式会社 |
| 【英訳名】 | Kawasaki Kisen Kaisha, Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長執行役員 明珍 幸一 |
| 【本店の所在の場所】 | 神戸市中央区海岸通8番 |
| 【電話番号】 | 078(325)8720 (ダイヤルイン) |
| 【事務連絡者氏名】 | 神戸総務グループ長 下垣 竜一郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3595)5513 (ダイヤルイン) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務グループ長 佐藤 伸介 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 2023年3月8日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 2023年3月16日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 2025年3月15日 |
| 【発行登録番号】 | 5 - 関東1 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 100,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 100,000百万円 (100,000百万円) (注) 発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。 |
| 【効力停止期間】 | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年2月10日(提出日)である。 |
| 【提出理由】 | 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定による)を2025年2月10日付けで関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を2023年3月8日に提出した発行登録書の参照書類とする。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 川崎汽船株式会社本社 (東京都千代田区内幸町二丁目1番1号) 川崎汽船株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区那古野一丁目47番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。